

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 災害ボランティアセンター設置運営要綱

(目 的)

第1条 五城目町地域防災計画に基づき、町内において地震、水害等の災害が発生した際に、町民ボランティア並びに各地より訪れるボランティアの受け入れ体制の確保を図り、ボランティアによる救済活動が円滑かつ効果的に展開され、関係機関との連絡、適正な情報収集・提供、並びにボランティアの需要と供給を調整する等、迅速な対応を行うため、五城目町社会福祉協議会災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置し運営する。

(設置者)

第2条 センターは、五城目町災害対策本部との協議により、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置する。

2 社協会長をセンター本部長（以下「本部長」という。）とする。

3 センターは、必要に応じて町災害対策本部民生福祉班（健康福祉課）から職員を受け入れる。

(設置場所)

第3条 センターは、五城目町地域防災計画に定められた五城目町保健介護支援センター内に設置する。

2 災害の直撃等により、前項の指定する場所が使用不能の場合は、五城目町災害対策本部の指定した場所に設置する。

3 必要に応じて、センターの出先機関となる五城目町災害ボランティアセンター現地センター（以下「現地センター」という。）を設置する。

(運 営)

第4条 センターに、運営本部を設置し、五城目町と綿密な連携を図り、参加するボランティアの協力のもと、本部長の指示により適切に行うものとする。

2 本部長は、必要に応じてセンター運営会議を召集する。

3 センターは、運営本部における各班の実務の手引きを別に定める。

(組 織)

第5条 運営本部とし、次の各号に掲げる社協役職員、及び五城目町健康福祉課職員で構成する組織を置く。

(1) 本部長

(2) 副本部長

(3) 総務班

- (4) ニーズ班（本要項において、被災によりボランティアの派遣を必要としていること、またはその希望を「ニーズ」という。）
- (5) ボランティア受付班（以下「受付班」という。）
- (6) 救護班
- (7) マッチング班（本要綱において、需要と供給を調整することを「マッチング」という。）
- (8) 送り出し班
- (9) 資材班

（事務分掌）

第6条 運営本部は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) 本部長は、運営本部を統括する
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在のときはその職務を代理する
- (3) 総務班は、ボランティア活動保険への加入手続き、現地の状況や活動内容の説明、全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整、センターの金銭の出納、必要な庶務、五城目町災害対策本部等の関係機関との連絡調整、各種情報の収集と整理、提供を行う
- (4) ニーズ班は、災害対策本部などの関係機関や自治会、民生児童委員との連携を取り、ボランティアの派遣を必要としている被災者の把握を行うとともに、来所、電話、FAX等によるニーズの受付を行う
- (5) 受付班は、ボランティア活動希望者（以下「活動希望者」という）の窓口として、来所、電話、FAX等によるボランティアの申込みや問い合わせを受け付けることや、活動希望者に活動上の注意事項、センターの概要説明を行う
- (6) 救護班は、ボランティア、及びスタッフの体調管理に努め、熱中症の指導、怪我の応急処置に当たる
- (7) マッチング班は、ニーズを貼り出して活動希望者に当該活動等の説明を行い、必要に応じて、ニーズの発信者に作業内容等の確認や、ボランティア派遣の連絡を行う
- (8) 送り出し班は、資機材や必要物品の受け渡し、ボランティアの送迎等の手配を行う
- (9) 資材班は、ボランティア活動に必要な資材の調達や救援物資の受け付け、資材の補充、管理を行う

（開設時間）

第7条 センターの開設時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。

（活動時間と内容）

第8条 ボランティアの活動時間は、原則として午前9時から午前12時までの間と午後

1時から午後4時までの間とする。

2 必要に応じて活動時間を変更することができる。ただし、1日6時間以内とする。また、3時間以上の連続した活動を禁じ、1日に3時間以上の活動を行う場合は、間に1時間の休憩を取ることを。

3 本部長、並びに現地センター長は、ボランティアに無理な活動をさせないこと。

(支援要請)

第9条 センターは、必要に応じて、他の市町村社会福祉協議会並びに秋田県社会福祉協議会への職員派遣、及び資材等の提供を要請する。

(経 費)

第10条 センターの運営に要する経費は、全国社協地域福祉推進委員会の「福祉救済活動資金援助制度」及び共同募金会の「災害支援制度」などのほか、町補助金、町社協拠出金、寄付金等を以って充てる。

(閉 所)

第11条 センターは、所期の目的が達成されたときは閉所するものとし、その決定は五城目町と協議の上、本部長が行う。

附 則

この要綱は、平成30年 8月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 12月 1日から施行する。

